

# 一般社団法人筑波フューチャーファンディング

2014年5月1 日　作成

2018年6月13日　改訂

一般社団法人筑波フューチャーファンディング定款

## 第１章 総 則

（名称）

第１条　この法人は、一般社団法人筑波フューチャーファンディングと称する。

（主たる事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を茨城県つくば市に置く。

（目的）

第３条 当法人は、法人・個人における新規及び既存事業への良質な経営・ファイナンス環境を提供することで、人と人の強い絆及び豊かな経済・循環社会を実現することを目的とする。

（事業）

第４条　当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)起業・経営・投資に関連する教育及びコンサルティング

(2)クラウドファンディング・プラットフォームの企画・開発・運営

(3)情報・知識・意匠・Web・デジタルコンテンツ・ビジネスモデルに関連する事業全般

(4)インターネット上における情報サービス

(5)経済活性化に関する調査・研究・広報

(6)上記に関連する一切の事業

（公告）

第５条　当法人の公告は、官報に掲載する方法とする。

## 第２章 会 員

（種別）

第６条 当法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1)正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2)賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(3)名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

（入会）

第７条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

（入会金及び会費）

第８条　正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

２　賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第９条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(1)この定款その他の規則に違反したとき。

(2)当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3)その他の除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第11条 前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)会費の納入が継続して半年以上なされなかったとき

(2)総正会員が同意したとき

(3)当該会員が死亡し、又は解散したと

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第12条 会員が前３条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

２ 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第３章　社員総会

（社員総会）

第13条　当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

（招集）

第14条　社員総会の招集は、理事会がこれを決し、代表理事が招集する。

２ 社員総会の招集通知は、会日より１週間前までに各社員に対して発する。

（決議の方法）

第15条　社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

（議決権）

第16条　各社員は、各１個の議決権を有する。

（議長）

第17条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

（議事録）

第18条　社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から１０年間主たる事務所に備え置く。

## 第４章 役員等

（員数）

第19条　当法人に次の役員を置く。

(1)理事 ３名以上

(2)監事 ２名以内

２ 理事のうち、１名を代表理事とする。

（選任等）

第20条　理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

なお、「筑波みらいの会」からの推薦によって、理事のうち最低２名は「筑波みらいの会」の会員から選任するものとする。

（任期）

第21条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

２ 補欠により選任された理事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

３ 監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

４ 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

５ 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

（代表理事・職務権限）

第22条　代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

２ 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

（監事の職務権限）

第23条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２ 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の報酬等）

第24条　役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

（取引の制限）

第25条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

(1)自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3)当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

## 第５章 理事会

（構成）

第26条　この法人に理事会を置く。

２ 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第27条　理事会は、次の職務を行う。

(1)当法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

（招集）

第28条　理事会は、代表理事が招集する。

２ 代表理事に事故若しくは支障があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第29条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２ 前項の規定にかかわらず、一般法人法第９６条の要件を満たしたときは理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第30条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

２ 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（理事会規則）

第31条　理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第６章　基　金

（基金の拠出）

第32条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

２ 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

３ 基金の返還の手続については、一般法人法第２３６条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第７章　計　算

（事業年度）

第33条　この法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とする。

（事業計画及び収支予算）

第34条　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

３　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第35条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第１号、第３号及び第４号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　前項第３号及び第４号の書類については、一般法人法施行規則第４８条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1)監査報告

（剰余金の不分配）

第36条　当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第８章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第37条　この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（解散）

第38条　当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第39条　当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人又は公益財団法人若しくは公益社団法人 及び公益財団法人の認定に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第 9 章 附 則

（最初の事業年度）

第40条　当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成２７年３月３１日までとする。

（設立時の役員）

第41条　当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事　　佐々木　敦也

設立時理事　　森川　亮

設立時理事　　齋藤　隆司

設立時理事　　福田　成康

設立時監事　　吉田　光一郎

（法令の準拠）

第42条　本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に伴う。

以上のとおり、一般社団法人筑波フューチャーファンディング設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士雨宮弘和は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

2014年5月1日

設立時社員　佐々木　敦也

設立時社員　森川　亮

設立時社員 齋藤 隆司

設立時社員 福田 成康

設立時社員 吉田 光一郎

上記設立時社員 5 名の定款作成代理人

 　司法書士 　雨宮弘和

　　　　　　　　　　　2018年6月13日　改訂